

1 趣旨及び目的

この要領は、札幌大学奨学生規程第3条第1項第2号に定める生活支援奨学生（学業・入学）の候補者選考に関して必要な事項を定める。

2 募集人員

大学 19人程度

3 必要書類

- (1) 奨学生願書（様式1）
- (2) 主たる家計支持者の収入金額を証する書類
 - ① 給与所得者 源泉徴収票の写し
 - ② 給与所得者以外 確定申告書の写し
- (3) 高等教育の修学支援新制度に採用された者は、採用候補者決定通知の写し
- (4) その他本学が必要とする書類

4 選考組織

前項に基づき、学生・入試委員会において審査決定をする。

検討会議の構成員は以下のとおりとする。

- (1) 副学長（学生・入試担当）
- (2) 学務部学生課長
- (3) 学務部入試課長
- (4) 総務部財務課長

会議の議長は、副学長（学生・入試担当）があたり、会議の議事録は、学務部学生課長が作成し、保管する。

5 選考方法

- (1) 生活支援奨学生（学業・入学）の候補者は自己推薦選抜〔専門学科（職業）・奨学生〕A・B・C日程を受験し、合格した者の中から所定の手続きによって選考された者とする。
- (2) (1)の入学選抜の出願基準、選考方法、経済支援選考方法等詳細は、別に定める。
- (3) (1)の入学選抜において合格し、選考された者を、生活支援奨学生（学業・入学）の候補者とする。

6 選考後のプロセス

- (1) 生活支援奨学生（学業・入学）の候補者は、学生・入試委員会による所定の手続きを経て、入学後、札幌大学奨学生に採用されるものとする。
- (2) 給付される奨学金の詳細については札幌大学奨学生規程に定める。

7 所管

この要領に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

8 改廃

この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

9 施行日

この選考要領は、平成28年12月1日から施行する。

施行日

この選考要領は、平成30年4月1日から施行する。

施行日

この選考要領は、令和2年4月1日から施行する。

施行日

この選考要領は、令和5年6月30日から施行する。

様式（省略）